

# 健康保険法改正のお知らせ (2022年1月施行)

2022年（令和4年）1月より、以下の健康保険法の改正が施行されますので、お知らせいたします。

## 任意継続被保険者制度の脱退要件等の見直し

### ①本人の希望により脱退（資格喪失）が可能に

従来は2年間は自己都合による脱退はできませんでしたが、健保組合への届出により、受理日の属する月の翌月1日に資格喪失できるようになります。

### ②保険料の算定方法の見直し

任意継続被保険者の保険料は、（1）資格喪失時の標準報酬月額（2）当健保組合の全被保険者平均標準報酬月額のいずれか低いほうを算定金額としていましたが、健康保険組合の規約により（1）とすることが可能になりました。

（高島屋健康保険組合は従来のみです）

## 傷病手当金の支給期間の通算化

傷病手当金は病気やケガで仕事を休んだ時（最初の3日間は待期間）、1年6か月まで給与の約2/3を受けられる制度です。

今までは出勤して不支給になった期間も1年6か月の間に含まれていましたが、その分の期間を延長して受けられるようになりました。例えばがん治療のために長期間にわたって療養のため休暇を取りながら働くケース等があることから、このような見直しは行われました。

### ●2022年1月以降に傷病手当金を開始した場合

改正後の内容（支給期間の通算）が適用されます。

### ●2022年1月以前から傷病手当金を受給している場合

経過措置により、2021年12月31日において支給を始めた日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（2020年7月2日以降に支給開始した傷病手当金）から適用されます。

【改正前】支給開始から最長1年6か月を超えない期間						【改正後】通算して1年6か月まで					
← 1年6か月 →						← 1年6か月 →					
出勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
不支給	支給	不支給	支給	不支給	不支給	不支給	支給	不支給	支給	不支給	支給
	治療期間		治療期間		治療期間		治療期間		治療期間		治療期間

通算1年6か月

お問合せ等は、当健保組合までお願いします。

ダイヤルイン 06 (6631) 1383